

令和2年度

財務監査及び行政監査報告書

茨城県南水道企業団監査委員

県南水監発第6号

令和3年6月1日

茨城県南水道企業団

企業長 藤井信吾様

議会議長 佐藤隆治様

茨城県南水道企業団

監査委員 石橋大輔

監査委員 石引礼穂

令和2年度財務監査及び行政監査報告書の提出について

茨城県南水道企業団監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施したので、その結果について次のとおり報告します。

令和2年度財務監査及び行政監査の結果について

1. 監査等の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査及び地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

2. 監査の対象

- (1) 財務監査…令和2年度における財務に関する事務の執行状況
- (2) 行政監査…令和2年度において締結した契約に関する事務、事業、工事等の執行状況

3. 監査の着眼点

- (1) 財務監査…予算の執行及び財産管理が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政監査…事務処理の手続き、行政運営が法令等に従って適切に処理されており、経済性・合理性を発揮しているか。

4. 監査の実施内容

監査に当たっては、必要な証拠を効率的かつ効果的に入手するため、提出された財務監査及び行政監査に関する資料を基に、事務所長以下関係職員の立会いのもと、その概要について説明を受けるとともに、確認、質問、閲覧等の手法により、監査を実施した。

5. 監査の概要

- (1) 監査日 令和3年6月1日(火)
- (2) 実施場所 茨城県南水道企業団事務所北棟3階大会議室
- (3) 監査範囲 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

6. 監査の結果

予算及び財産管理の執行は適切に行われており、最少の経費で最大の効果を挙げるよう効率的に行われていた。

また、事務処理の手続き行政運営については、法令等に適合し、かつ正確に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていた。

以上の結果から、財務及び行政の執行状況については、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後も法令等を遵守し、厳正かつ適正な経営に係る事務事業の実施に努められたい。

